

監査報告

2022年5月24日

日本自殺総合対策学会

理事長 椿 広計 殿

日本自殺総合対策学会

監事 森野 嘉郎



監事は、日本自殺総合対策学会定款第25条の規定に基づき、2020年4月1日から2021年3月31日の事業年度の本会の業務並びに財産及び会計の状況について監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監事は、理事長が作成した事業報告並びに収支決算書及び貯金通帳に基づき、当該事業年度に係る本会の業務並びに財産及び会計の状況について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 本会の業務の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、本会の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 本会の財産及び会計の状況の監査結果

収支決算書の次年度繰越金欄の金額が本会の財産の状況を、収支決算書の収入及び支出の記載が本会の損益の状況を、それぞれ適正に示しており、貯金通帳の記載と収支決算書の記載が合致していることを確認しました。

3 定款第25条3号に基づく意見

定款40条1項は、事業報告、事業報告の附属明細書、貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書及び財産目録の6つの書類を毎事業年度終了後3ヶ月以内に作成することとなっていますが、当年度については、事務局体制が整っていなかったこともあり、事業報告以外の書類が作成されておらず、収支決算書と貯金通帳により監査を行いました。

翻って考えると、当学会の定款は大規模な学会の定款を参考に作成されましたが、当学会の会員数や会計規模等からすると、必ずしも上記のような書類を全て作成した上で監査を受けないと、業務執行や財産及び会計に関する適正を確保できないわけではないと考えます。事務局の負担等を考えると、次期代議員会においてこれらの作成が必要な書類に関する定款を変更し、事務処理の簡素化を図るのが相当であると考えます。

以上

監査報告

2022年5月24日

日本自殺総合対策学会
理事長 椿 広計 殿

日本自殺総合対策学会
監事 森野 嘉郎



監事は、日本自殺総合対策学会定款第25条の規定に基づき、2021年4月1日から2022年3月31日の事業年度の本会の業務並びに財産及び会計の状況について監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監事は、理事長が作成した事業報告並びに収支決算書及び貯金通帳に基づき、当該事業年度に係る本会の業務並びに財産及び会計の状況について検討いたしました。

2 監査意見

(3) 本会の業務の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、本会の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 当年度は、本会の実質的な活動はほぼなされておらず、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(4) 本会の財産及び会計の状況の監査結果

収支決算書の次年度繰越金欄の金額が本会の財産の状況を、収支決算書の収入及び支出の記載が本会の損益の状況を、それぞれ適正に示しており、貯金通帳の記載と収支決算書の記載が合致していることを確認しました。

3 定款第25条3号に基づく意見

定款40条1項は、事業報告、事業報告の附属明細書、貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書及び財産目録の6つの書類を毎事業年度終了後3ヶ月以内に作成することとなっていますが、当年度については、事務局体制が整っていなかったこともあり、事業報告以外の書類が作成されておらず、収支決算書と貯金通帳により監査を行いました。

翻って考えると、当学会の定款は大規模な学会の定款を参考に作成されましたが、当学会の会員数や会計規模等からすると、必ずしも上記のような書類を全て作成した上で監査を受けないと、業務執行や財産及び会計に関する適正を確保できないわけではないと考えます。事務局の負担等を考えると、次期代議員会においてこれらの作成が必要な書類に関する定款を変更し、事務処理の簡素化を図るのが相当であると考えます。

以上